

第76回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され今年で76回を迎えます。本年度は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンに掲げ、9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日まで、全国一斉に実施されます。

労働衛生に関わる皆様方のご努力により、職場の衛生管理水準は着実に向上していますが、今なお多くの業務上疾病が発生しています。新型コロナウイルス感染症を除いた令和6年の愛知県内における休業4日以上業務上疾病の件数は、前年の447件から19.0%増加し532件となっており、その内、熱中症災害件数は88件と、対前年比で28件増加しています。

また、令和6年度の長時間労働などを原因とする脳・心臓疾患や精神障害による労災認定件数は、前年の77件から6.5%増加し、82件となったところです。

さらに、定期健康診断の有所見率は上昇傾向にあり、令和6年の有所見率は55.9%と過去最高値で、労働者の半数を超える方が何らかの所見を抱えながら働かれている状況にあります。

このような状況の中、令和7年6月に施行された改正労働安全衛生規則により、一定の環境・作業下における熱中症対策が義務化されました。また、先の通常国会で改正労働安全衛生法等が成立し、労働者数50人未満の事業場においてもストレスチェックが義務化されるほか、治療と仕事の両立支援の取組が努力義務化されることとなり、また、化学物質による健康障害防止対策については、SDSの通知義務違反に罰則が設けられるなど、多岐に渡る改正が順次施行されます。

一方、石綿解体・改修工事の事前調査・分析調査者の資格が必須であることや、化学物質規制が自律的管理を基軸としたものに転換されていること等、多種に渡る制度の見直しがすでに行われています。

愛知労働局では、令和5年度より令和9年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止推進計画を策定し、「総合的な健康対策」を重点事項の一つとしているところです。

具体的には、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置と、THPやメンタルヘルス指針等の健康保持増進措置とを相互連携した取組を推進するとともに、危険・有害性が確認されたすべての物質に対して、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の推進を図っています。

事業場の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機として、現在行われている労働衛生管理、取組等を再確認していただき、多様化する労働衛生上の課題に取り組むための機会としていただければ幸いです。